

丸山団地自治会
会則・細則・規則集



令和4年4月8日
丸山団地自治会発行

目 次

丸山団地自治会 会則	P 2～P 6
丸山団地自治会 細則	P 7～P 10
丸山団地自治会 自治会館使用規則	P 11～P 14
丸山団地自治会館 運営・管理規程	P 15
私道移管事業推進特別委員会 会則	P 16
丸山団地自治会館改修工事特別委員会 規則	P 17
丸山団地自治会公印管理規則	P 18
丸山団地小型乗合交通運行委員会 規則	P 19
様 式	P 20～P 21
丸山団地自治会加入の手引き	P 22

丸山団地自治会 会則

第1章 総則

(名称と事務所)

第1条 本会は丸山団地自治会と称し、事務所を丸山団地自治会館(町田市相原町1803番地265)に置く。

(区域及び会員)

第2条 本会の区域は原則として、町田市相原町1454番地から1465番地、1770番地から1775番地、1788番地から1816番地までの区域とし、本会員は丸山団地居住者で本会に入会を申し込んだ者及び隣接地居住者であって本会が認めたものを会員とする。

(入会及び退会)

第3条 本会への入会及び退会は次の通りとする。

1. 入会

本会に入会を希望する者は、丸山団地自治会異動届(様式2号)の入会の欄に必要事項を記入の上、自治会事務所(自治会館)に申し込むこと。

本会に入会の申し込みがあった場合には、正当な理由がなくこれを拒み、また不当な差別的扱いをしてはならない。

2. 退会

(1)会員が次の各号の一に該当する場合には脱会したものとす。

①会則第2条に定める区域に住所を有しなくなった場合

②本人により様式2号に定める異動届(脱会)が提出された場合

(2)会員が死亡し、また失踪宣告を受けた時はその資格を喪失する

(目的)

第4条 本会は会員の意志を尊重し、民主的な文化生活を営むために福祉の増進、生活環境の改善、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 福祉親睦に関する事業
2. 文化厚生に関する事業
3. 渉外に関する事業
4. その他必要と認めた事業

第2章 役員

第6条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名
3. 理事 8名
4. 班長 15名
5. 会計監査 2名(前年度役員の順番制)

(役員の仕事)

- 第7条
1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
 2. 副会長は会務を分掌して会長を補佐する。会長に事故あるときは、副会長の互選により(その内の)1名が会務を代行する。
 3. 理事は会務を分担執行する。
 4. 班長は班内会員の意向を掌握し、会費の集金並びに会員の動静に関する処理等にあたる。
 5. 会計監査は本会の会計について臨時監査し、その結果を役員会、総会において報告する。
 6. 副会長の分掌任務ならびに理事の分掌任務については、細則で規定する。

第8条 1. 役員の選出方法は細則で規定する。

(役員の任期)

第9条 1. 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員の任期は、年度初期における定期総会の承認を得た時から、次年度の定期総会終了時までとする。

3. 役員任期終了後、新役員へのサポートとして1年間設ける。サポートは自治会を円滑に進めるための教示や知財提供などであり、会議の出席や実際の活動を強制してはならない。

(相談役)

第10条 本会には相談役をおく。相談役には会長経験者をもってあてる。

第3章 機関

第11条 本会には次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 理事会
4. 正副会長会

(会議の運営)

第12条 1. 前条における機関の会議は、会長がこれを召集し、定員の過半数の出席をもって成立し議事は出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。ただし、出席不能の場合には委任状(様式第1号)をもって出席に代えることができる。

2. 総会ならびに役員会には議長を置く。議長は出席者より互選する。

3. すべての会議に書記を置き、その内容を記録しなければならない。

(総会)

第13条 1. 総会は本会の最高決議機関であって、毎年4月中に開催する。ただし、役員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の者から請求があったときは臨時に開催する。

2. 総会の構成員は会員もしくはその家族とする。

3. 総会に付議すべき事項は次の通りとする。

(1) 会則(細則を含む)の改廃

(2) 予算並びに事業計画の決定

(3) 決算並びに事業報告の承認

(4) 役員の選出

(5) その他本会議運営上の重要事項

(総会の招集)

第14条 1. 会長は、前条1号の臨時総会の召集があった場合には、その請求があった日から1ヶ月以内に召集しなければならない。

2. 召集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の少なくとも5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議事録)

第15条 1. 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(委任状提出者を含む)

(3) 開催の目的、審議事項及び可決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(役員会)

- 第16条 1. 役員会は総会に次ぐ議決機関であって、正副会長会・理事会が認めたとき、または班長定員の3分の1以上の者、もしくは会計監査から請求があったとき開催する。
2. 役員会の構成員は、会長・副会長・理事並びに班長とする。
3. 役員会に付議すべき事項は次の通りとする。
- (1) 事業の細目 (2) 役員の選出並びに補充
- (3) その他理事会が必要と認めた事業 (4) 会計監査上の是正勧告及び報告
4. 役員会を招集する場合は、会議の日時、場所目的及び審議事項等を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会)

- 第17条 1. 理事会は本会の執行機関であって、会長・副会長、または理事2名以上の請求により随時開催して、業務の遂行及び連絡にあたる。
2. 理事会の構成員は会長・副会長・理事とする。
3. 理事会の任務は次の通りとする。
- (1) 第4条に掲げる本会事業の執行。
- (2) 総会及び役員会付議事項の立案作成。
4. 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所目的及び審議事項等を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(正副会長会)

- 第18条 1. 正副会長会は、会務の運営並びに渉外事項に関する協議機関であって、会長・副会長のいずれかの請求により随時開催する。
2. 正副会長会の構成員は、会長・副会長とし、必要により当該担当理事が加わるものとする。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第19条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
1. 別に定める財産目録記載の資産
2. 会費
3. 活動に伴う収入
4. 資産から生じる果実
5. その他の収入

(資産の管理)

- 第20条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

- 第21条 本会の資産で第19条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を必要とする。

(経費の支弁)

- 第22条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第23条 1. 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て決めな

なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入・支出することができる。

(事業報告及び決算)

第24条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、財産目録等として作成し、会計監査の監査を受け、毎会計年度終了後3カ月以内に総会の承認を得なければならない。

(会費)

第25条 本会の会費並びにその集金方法は、細則で規定する。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第5章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第27条 会則の改廃は、総会において総会員の3分の2以上の賛成を得る。

(解散)

- 第28条
1. 本会は地方自治法第260条の20の規定により解散する。
 2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第29条 本会の解散の時に有する財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第6章 附則

(細則)

第30条 次の項目を細則で定める。

1. 役員の選出に関する事項
2. 会務の分担に関する事項
3. 会費並びに支払いに関する事項
4. 帳簿類に関する事項
5. その他 施行日に関する事項

第31条 本会は次の規則を別に設ける。

1. 丸山団地自治会館使用規則
2. 丸山団地自治会 公印管理規則

(委員会)

第32条 本会の目的を達成するため、必要に応じて各(種)委員会を設ける。

各(種)委員会の設置は役員会で議決し、特別委員会は役員会議で議決のうえ、総会の承認を受けるものとする。各(種)委員会・特別委員会の構成運営については、役員会で細部を定めるものとする。

(相談役会)

第33条 本会では会長経験者の意見を聴取し、将来の本会も運営の参考とするため、原則として1年に1回、相談役会を開催する。

(施行)

第34条 本会則は、昭和46年10月1日より実施する。

昭和46年9月26日可決

昭和52年4月3日第4・5・10条修正 第20条追加可決

昭和53年4月2日第5条修正

昭和54年4月15日5・6・8・10・13・14・21条修正,第15条新設

昭和55年4月20日第2条及び細則第3条修正

昭和57年4月25日第9条修正

昭和60年4月12日第5条修正

昭和63年4月17日第20条改正

平成5年4月18日第5・8条改正

平成7年4月16日第1条改正

平成8年4月13日第20条改正

平成12年4月2日第5条改正

平成15年6月1日第2・6・18・19・20・21条修正

平成22年4月11日第5条改正（平成23年4月1日から施行）及び第20条
第3項追加（平成22年4月11日から施行）

平成23年9月11日認可地縁団体を目的として全面改正

平成24年4月8日第2条改正

平成27年4月5日第6条班編成変更による改正（平成28年4月1日施行）

平成30年4月1日第31条改正

令和3年4月1日第18条、第31条改正

令和4年4月3日第9条、第27条改正

丸山団地自治会 細則

第1条 役員選定に関する事項

1. 役員は各班より入居順に2名を選出し、各班の1名は班長となり他の1名（計15名）は、会則第5条における会長・副会長・理事となる。
2. 会長・副会長・各理事の選出は、現役員が協力し、新役員協議の上選出することとする。
3. 上記1による選出に際し、下記の該当者があるときは、これらを除外して順送りとすることができる。但し、該当者本人が次期役員の就任を望む場合には、これを適用しない。
 - a. 入会以来、1年未満の会員。
 - b. 当該年度初（4月1日）現在で75歳以上、もしくは心身障害者にあたる会員で、その家族に代行者がない場合。
 - c. 介護を要する重度心身障害者、または重病人を擁する会員。
 - d. その他理事、班長の職務の遂行が困難と考えられる場合。
4. 会計監査は各班の当番制とし、前年度役員のうち、2名があたるものとする。
5. 各（種）委員会、特別委員会の委員は、役員会において定めた方法で選出する。
6. 次期の会長・副会長・理事の選出に当たっては、細則第2条に定める各任務について、予め理解を得られるように担当役員調整を図るものとする。

第2条 会務の分担に関する事項

1. 会長
 - (1) 会務の総括
 - (2) 交際（連合会その他）
 - (3) 防犯交通連絡所支部長
 - (4) 水道分岐管管理（分水工事の承認）
 - (5) 将来計画
 - (6) 原本の保管（自治会各種規則、資産登記・対外契約等）
2. 副会長（渉外担当）
 - (1) 対外折衝を擁する事項
 - (2) 交際に関する事項
 - (3) その他関連する事項
3. 副会長（内務担当）
 - (1) 自治会内務問題に関する事項
 - (2) 各班の横の連絡、通知の連絡
 - (3) 青少年婦人組織等の育成
 - (4) 各種募金事務
 - (5) 葬祭
 - (6) その他内務全般
4. 副会長（会計担当）
 - (1) 会計全般
 - (2) 予算の執行編成等
 - (3) 渉外内務に関し、資金支払いを伴う案件全般
5. 副会長（庶務担当）
 - (1) 一般庶務
 - (2) 会議開催準備
 - (3) 議事録作成
 - (4) 会員の転入・転出事務
 - (5) その他関連する事項

6. 理事（9名）

(1) 広報担当（2名）

会報の発行 回覧作成及び広報活動全般

(2) レクリエーション担当（2名）

団地内外の親睦強化のための企画 会員サークル活動の推進等
団地まつり推進委員会運営 スポーツ広場運営委員会運営

(3) 環境衛生担当（1名）

団地内のより良い環境づくり 迷惑防止対策等

* 環境衛生担当

廃棄物減量等推進委員を兼務、生活ゴミ排出管理業務、団地内ゴミ収集台の保全と管理、ゴミ排出の把握とトラブル処理、ゴミ排出ルールの啓蒙と違反者への指導、ゴミ収集台周辺の衛生管理、資源回収の現場責任者、その他生活ゴミ排出に関する業務

* 環境美化担当

団地内及び近隣周辺部のより良き環境づくり、環境整備デーの立案実施、児童公園等公共施設の総合管理、団地内空地（未居住地）の総合管理、団地周辺部の環境管理、犬糞等ペット公害の防止、団地内ふれあい花壇の管理運営、その他美化環境に関する業務

(4) 防犯防災担当（1名）

防犯防災対策 団地内交通安全対策 駐車違反対策 街灯管理等
防犯連絡所（防犯活動連絡員）に関する業務

(5) 道路管理担当（1名）、

私有道の維持管理 舗装移管対策 側溝水道管理等

(6) 会館管理担当（1名）

会館の維持管理 利用受付 費用徴収

(7) デジタル担当（1名）

ホームページの更新・管理・普及活動、電子回覧板 うちのいちの管理

(8) 副会長・理事の分担任務の細部並びに関係先名は別紙による。また、分担任務区分の明白でない部分については、その都度正副会長会議で決める。

第3条 会費並びに支払いに関する事項

1. 自治会費の集金は、次の通りとする。

- (1) 自治会費は月額500円を納入するものとし、各会員は3か月分をまとめて、5、7、10、1月の各月末までに各班長宅に持参すること。
- (2) 月途中の入会者の会費については、25日以降に入会した場合はその月の分は免除する。
- (3) 月途中の退会者の会費については、5日以前に退会した場合はその月の分は免除する。

2. 支払いのうち、次については金額を定める

(1) 弔慰金 会員家族に不幸があった場合は香典をお供えする。

- a. 世帯主または配偶者 10,000円
- b. その他同居家族 5,000円

特に事情がある場合は正副会長会で協議し、上記金額を増額並びに花輪もしくは、生花をお供えすることができる。

(2) 役員活動費（通信費）

役員に活動費（通信費）として、年間次の通りとする。

a. 会長	30,000円
b. 副会長	12,000円
c. 理事	7,000円
d. 班長	5,000円
e. 会計監査	2,000円
f. 特別委員会 委員長	20,000円
副委員長	10,000円
委員	5,000円

ただし、現委員（a～e）が委員を兼務する場合には支給しない。

- (3) 補助金 自治会より下記各種団体へ健全な発展を奨励して補助金を援助する。補助金額は総会における予算案にて決定する。

記

百年会、子供会、囲碁将棋クラブ、民謡踊り愛好会、
子供太鼓愛好会、子供みこし愛好会、丸山谷戸山の会

(4) 敬老祝金

- | | |
|----------------|---|
| a. 支給対象（範囲） | 1年以上在住で、かつ会員及びその同居家族であること。
ただし、支給は終身一回限りとする。 |
| b. 年齢制限 | 9月15日現在で、75歳以上とする。 |
| c. 金額または方法（物品） | 各1人につき、3,000円とする。 |
| d. 支給日 | 毎年9月15日前後に支給する。 |

第4条 帳簿類に関する事項

本会には次の帳簿類を備える。

- | | | |
|-----------|----------------|----------------|
| 1. 現金出納帳 | 2. 会費徴収台帳 | 3. 領収書綴り |
| 4. 備品台帳 | 5. 会員名簿並びに役員名簿 | 6. 市水道分担金徴収簿 |
| 7. 水道原簿 | 8. 市水道本敷設図 | 9. 街路灯管理簿 |
| 10. 団地案内図 | 11. 掃除当番記録簿 | 12. 議事録 |
| 13. 文書綴り | 14. 回覧綴り | 15. 入会申込書綴り |
| 16. 退会届綴り | 17. 不在地主名簿 | 18. 広報「丸山団地」綴り |

第5条 施行日

本細則は昭和46年10月1日から実施する。

昭和46年 9月26日可決

昭和48年 6月16日子供会補助追加可決

昭和50年 7月19日百年会補助追加可決

昭和55年 4月20日第3条修正

昭和56年 4月19日第3条修正

昭和57年 4月25日第3条修正

平成 5年 4月18日第1条2条3条改正及び第5条修正

平成 7年 4月16日第1条3項改正、第3条1項(4)及び同2項(4)追加改正、第5条修正

平成 9年 4月13日第3条2項(2)改正、第3条2項(3)追加、(4)追加改正
平成12年 4月 2日第1条・第2条改正
平成15年 6月 1日第1条修正、第2条改正、第3条・5条修正
平成18年 4月 9日第2条会務の分担に関する事項 理事(10名)の(3)2名を
1名に (5)を2名に改正
第3条2-(2)役員活動費のf(相談役)を削除・gをfに変更
平成22年 4月11日第1条1項、3項b改正、同項dを削除、第2条2項標題()書
き、6項標題()書き及び同項(5) 標題()書きを改正。平成
23年4月1日から施行
平成23年 4月 3日第2条1項(4)()書きを修正、第3条1項(4)を削除、同2項(3)
の記を修正
平成23年 9月11日 第5条を会則としたため、削除
平成27年 4月 5日班編成変更により第1条1を一部修正、第2条2項及び同条6項(5)
一部削除 平成28年4月1日施行
平成29年 4月2日第3条2項(3)に丸山谷戸山の会追加 平成29年4月2日施行
令和5年 4月3日第2条6項(7)にデジタル担当を追加

丸山団地自治会 自治会館使用規則

(総則)

第1条 丸山団地自治会館（以下会館という）を使用する場合の規則（以下本規則という）を定める。

(使用目的)

第2条 会館は次の各項に示す場合に使用することができる。

- 第1項 自治会が開催する会議
- 第2項 自治会各班の運営上必要とする各班が開催する会議
- 第3項 自治会内各会が開催する会議
- 第4項 自治会及び自治会内各班・会が開催する行事等
- 第5項 自治会員宅の火災・風水害等による緊急避難場所
- 第6項 自治会員の使用申し出による葬祭行事
- 第7項 自治会員の使用申し出によるサークル活動・懇談・趣味等の会合
- 第8項 自治会員の使用申し出による会員対象の講習会、商品展示会等
- 第9項 相原地区各町会・自治会及び公共団体等の申し出による会合
- 第10項 その他、使用申し出に対して担当理事（会館管理担当）が適当と認めた場合

(予 約)

第3条 会館の使用に際しては、予め会館管理担当理事（以下担当理事という）に申し込み・予約しなければならない。

(申し込み)

第4条 申し込みは、所定の様式により、使用する部屋、日時、代表者名、電話番号、使用目的及び人数等を記載する。

(使用場所)

第5条 前条のうち、使用する部屋については、次の略称を用いる。

- (1) 1階南10畳 (最大定員15名)
- (2) 1階北10畳 (最大定員15名)
- (3) 1階南北通し20畳 (最大定員30名)
- (4) 2階ホール (最大定員24名)
- (5) 2階8畳 (最大定員10名)

なお、上記以外の廊下、台所、その他共有の場所のみの使用は認めない。

(使用時間)

第6条 使用時間は、次の通り区分する。

- (1) 時間貸しの場合
8:00～17:00
17:00～22:00
- (2) 1日貸しの場合
8:00～翌朝8:00
- (3) 1日を越えて使用する場合は、上記区分の組み合わせとする。ただし、1日貸しは第2条第6項に限る。

(調整変更)

第7条 第2条第6項・第7項に関し、使用の申し出があるときは、担当理事が事情勘案のうえ、先順申し込みについて調整・変更することがある。

(鍵の貸出及び返却)

第8条 申し込みを許可された者は、鍵を担当理事または指定する鍵管理者から受け取り、使用后速やかに担当理事または指定鍵管理者に返却しなければならない。

(使用上の注意)

第9条 会館の使用に当たっては、次に示す事項を確実に守らなければならない。

- (1) 建物及び備品等は自治会会員の共有財産であるから、使用者は常に丁重に取り扱うものとする。
- (2) 会館内は禁煙とする。
- (3) 使用にともない発生するゴミ類は、必ず持ち帰ること。
- (4) 使用後は次の使用者が気持ちよく使えるよう、片づけ・清掃を行い、すべての窓の施錠・照明及び空調機のスイッチ切り・ガスの元栓締め等の点検・確認をし、入り口を施錠して退出すること。
- (5) 近隣に対する騒音公害については、十分に配慮して使用するものとする。
- (6) 使用中において、建物または備品等に異常状態が発生した場合は、直ちに担当理事に通報し、その指示に従うこと。原形復旧等、修理を要する場合は、原則としてその原因者が費用を負担するものとする。

(清掃当番)

第10条 会館の定期的清掃は各班の当番制とし、その方法及び頻度については担当理事が定める。

(使用等)

第11条 会館の使用は、本規則第2条各項に該当する場合に使用することができる。ただし、使用に当たり本規則第2条第1項から第4項及び第7項のうち自治会細則第3条第2項第3号の補助金の援助対象となる各種団体に該当する場合は無料とし、その他各項に該当する場合は有料とする。

(使用料)

第12条 前条による会館の使用料は別表(1)による。ただし、定めない本規則第2条第10項についての使用料は担当理事が決めることとする。

(備品等の貸出)

第13条 備品等の貸し出しは、自治会及び自治会内各会の諸行事のために貸し出す場合は無料とし、会員の申し出により貸し出す場合は有料とする。

(備品等の使用料)

第14条 前条による備品等の貸し出しの使用料は別表(2)による。

(附 則)

第15条 当規則は、平成3年4月14日開催の平成2年度定期総会において、一部改正を上程し、承認され即日施行する。

第16条 施行後における本規則の改廃、会館及び備品等の有料の場合の使用料並びに貸し出し料の改訂については、次期の総会に諮るものとする。

第17条 第9条(2)の改正及び第11条ただし書きの改正は、平成23年4月3日から施行する。

別表(1)

会館使用料

		8:00 ~17:00	17:00 ~22:00	通夜 葬儀終了まで
1階南10畳	会 員	130	200	40,000
	会員外	300	400	
1階北10畳	会 員	130	200	
	会員外	300	400	
2階ホール	会 員	200	300	
	会員外	400	600	
2階8畳	会 員	100	160	
	会員外	200	300	

注) 1. 使用料は、1部屋の1時間当たりの料金(円)

3. 営業行為と認められる場合は、会員外料金の2倍

別表(2)

備品等の貸し出し料金

品名	料金	品名	料金	品名	料金
机 (長脚)	180	座 布 団	35	ま ん 幕	1,000
机 (短脚)	150	や か ん	25	テント(大)	3,000
座 卓	350	ポ ッ ト	70	テント(小)	1,500
立 ち 椅 子	60	き ゅ う す	30		
折り畳み椅子	50	湯 の み	15		

注) 1. 備品等の貸し出し料金、各1品・1日当たりの料金(円)

丸山団地自治会 自治会館運営・管理規程

(総則)

第1条 自治会館（以下会館と略称する）の運営・管理については、この規程による。

(運営・管理)

第2条 会館の運営・管理は自治会が行うものとし、その担当者として理事（会館管理担当）1名を当てる。

(担当理事の業務)

第3条 担当理事の業務は次の通りとする。

- (1) 会館の使用について、申し込みが重複する場合は先着とする。ただし、自治会等の緊急会議あるいは会員の火災等による緊急避難または葬儀の場合はこの限りではない。
- (2) 使用の申し込みに際し、使用規則に従わないと認められる場合は不許可とすることができる。
- (3) 会館の鍵については、個数・保管先等に関し、その存在並びに責任を明確にする。
- (4) 建物・備品等の保守・点検に関し、可能な限り巡回して実状を把握し、必要に応じて修繕・取り替え・補充を行う。
- (5) 会館の定期掃除については、月1回以上行うものとし、各班による輪番制の割当案を作成して各年度始めに通知する。
- (6) 会館の運営状況・収支状況に関し、定期的に理事会に報告を行い、運営の改善・対処処置について、必要ある場合は積極的な提言を行うものとする。
- (7) 会館及び備品等の使用料について、改訂の必要がある場合はその原案を作成し、理事会に諮るものとする。

(特別会計)

第4条 会館に関する収支勘定・建設・設備維持管理費・借入金の返済等は新たに「会館特別会計」を設け、これによって処理するものとする。

(附 則)

第5条 当規程は、平成2年4月15日開催の平成元年度定期総会に上提し、承認を受けたうえ即日施行する。

第6条 施行後における各条の改正及び改廃については、次期の総会に諮るものとする。

私道移管事業推進特別委員会 会則

1. 目的（会則第4条4項、第10条6項、第21条による）

丸山団地内の私道を公道へ移管するに当たっては、

「各路線ごとに取り進めることとし、それぞれ路線委員（2名以上）を定め、地権者との話し合いなど条件を整備し移管の準備を行う」との委員会の方針に基づき、その推進を図るため自治会内に『私道移管事業推進特別委員会』（以下委員会という）を設置する。

2. 業務

- 1) 会員に対して、私道を公道へ移管することの利点を周知させるためのPR活動を行う。
- 2) 各路線ごとの話し合いをするための援助をする。
- 3) 会員から出された疑問点・問題点などについて、解決策を検討する。また、町田市役所建設部道路用地課・都市緑生部建設指導課などとの連絡・調整を行う。
- 4) 関係する不在地主への連絡・説明・移管についてのお願ひ等にあたる。
- 5) 私道に関する住宅等の売買・増改築・相続税などのために物品などについて、移管に支障が無いように関係者にお願ひする。また、これらの事項についてもPR活動を行う。
- 6) 路線委員とともに、移管の経過記録を整備し、次の計画に役立たせる。

3. 委員会の構成

- 1) 当年度役員（会長・道路理事）、前年度役員（前会長・前道路理事）、及び特別委員若干名で構成する。
- 2) 特別委員は、委員会経験者の中から自治会長が指名し、役員会で承認を受けるものとする。
- 3) 役員から選出された委員の任期は2年とする。
- 4) 特別委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
- 5) 委員長、副委員長、その他必要に応じて役割を定め、運営にあたるものとする。

4. 役員会との関係

必要に応じて役員会に報告・提案する。また役員の諮問に答申する。

5. 委員会の業務の開始と解散

- 1) 本委員会は平成6年4月17日の総会決定により、その業務を開始する。
- 2) 移管可能な私道がすべて市道に移管された時点で解散する。

附 則 平成5年度の役員であった委員の任期は1年とする。

制定 平成 6年4月17日

改定 平成 7年4月16日

改定 平成 8年4月 6日

改定 平成19年4月 1日

3項 当年度・前年度役員の明確化 1) 3) 変更

丸山団地自治会館改修工事特別委員会 会則

1. 目的（会則第1章第5条4項、第6章第32条による）
丸山団地自治会館の改修工事をするに当たっては、「改修工事計画書」に基づき、その推進を図るため、自治会内に『自治会館改修工事特別委員会』（以下委員会という）を設置する。
2. 業務
 - 1) 会員に対して自治会館の改修工事を実施することの必要性を周知させるためのPR活動を行う。
 - 2) 自治会館のメンテナンス状況、損耗状況を掌握し、各年度の補助金申請を行う。
 - 3) 会員から出された会館補修、改修要望などについて解決策を検討する。また、アドバイザー「NPO法人顧問建築家機構」及び、町田市「市民部市民協働推進課」等との連絡調整を行う。
 - 4) 改修工事に関係する近隣住民への連絡、説明、お願い等を行う。
 - 5) 会員により自己完結できる補修業務については、その安全性、維持管理計画などを考慮の上、関係者へ依頼する。（部分的な塗装工事など）
 - 6) 維持管理計画の経過記録を整理し、次の計画推進に役立てる。
3. 委員会の構成
 - 1) 当年度自治会長、会館理事、前年度自治会長、前会館理事、及び、特別委員若干名で構成する。
 - 2) 特別委員は委員会経験者の中から自治会長が指名し、役員会で承認を受けるものとする。
 - 3) 役員から選出された委員の任期は2年とする。
 - 4) 特別委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
 - 5) 委員長、副委員長、その他必要に応じて役割を定め、運営に当たるものとする。
4. 役員会との関係
必要に応じて役員会に報告する。また、役員の諮問に答申する。
5. 委員会業務の開始と解散
 - 1) 本委員会は、2011年9月11日開催の臨時総会決定により、その業務を開始する。
 - 2) 自治会館の維持管理計画が終了した時点で解散する。

丸山団地自治会 公印管理規則

(目的)

第1条 この規則は、地縁認可法人丸山団地自治会（以下、自治会という）の公印の形状、管理、その他必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 この規則で定める公印の種類及び寸法は、別表の図の通りとする。

(公印の管理者及び使用の責任者)

第3条 自治会の公印の管理者及び使用の責任者は自治会会長とする。

(公印の保管)

第4条 1. 公印の保管は、管理者が所定の場所に保管管理する。
2. 公印管理者から公印の管理を任命された場合は、任命されたものが責任を持って管理する。

(公印の使用)

第5条 1. 公印を使用する場合には、別に定める公印押印台帳に使用年月日、提出先、文書名、枚数、使用者等を記載し、公印使用の責任者の承認を受けるものとする。
2. ただし、公印使用の責任者が使用許可を与えた場合には、許可を受けたものが代行できる。

(公印の作成、改刻及び廃止)

第6条 公印を新たに作成する場合、あるいは改刻及び廃止する場合は、その理由を明示して役員会の承認を得なければならない。

(その他)

第7条 本規則を改正または廃止する場合は、役員会の承認を必要とする。

(付則)

1. 平成23年11月26日、平成23年度第8回役員会において承認制定。

別 表

公印名	字句	寸法	主な使用範囲
丸山団地自治会会長印		21mm	各種届出、請求書等

丸山団地小型乗合交通運行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、丸山団地小型乗合交通運行委員会と称する。

(目的)

第2条 相原地区交通空白地区解消を目指し、町田市都市づくり部交通事業推進課が行う、小型乗合交通事業の推進について、その計画、本格実施に向けた諸々の検討を速やかにかつ継続的に行うため、本委員会を設置する。

(構成)

第3条 本会の委員は次のとおりとする。

- 委員長 当該年度自治会長
- 副委員長 平成28年度自治会渉外担当副会長
平成29年度自治会渉外担当副会長
- 町づくり協議会 丸山団地理事
平成29年度百年会会長
平成29年度道路担当理事

(業務)

第4条 本委員会の業務は、以下のとおりとする。

- 1) 町田市都市づくり部交通事業推進課及び、自治会をはじめとする関係者・関係諸団体との協議・交渉・依頼
- 2) 会員への広報活動
- 3) 会員からの要望等への回答及び関係者・関係団体との連絡・調整
- 4) その他、本事業実施に必要な事項についての検討・協議等

(自治会役員会との関係)

第5条 必要に応じて役員会に報告・提案を行う。また、役員の諮問に答申する。

(委員会の業務開始と解散)

第6条

- 1) 本委員会は、平成30年4月1日の総会決定により、その業務を開始する。
- 2) 本事業が本格実施されたとき、もしくは、本事業が取りやめになった時に、その業務を自治会理事会へ移管し、解散する。

<様式-1>

丸山団地自治会 総会 委任状

私は、平成 年度の丸山団地自治会に関する議決権の行使につき、
その権限の一切を以下の代理人(議長または代理人)に委任いたします。

_____ 班 お名前 : _____ 印

代理人(以下のどちらかに し点)

- 議長
- 代理人 → 代理人の方のお名前を記載下さい

_____ 班 お名前 : _____ 様

丸山団地自治会異動届（兼入会・退会申込書）

<様式一2>

Rev.1 '06-5

No.	庶務 /	広報 /
-----	------	------

丸山団地自治会長殿

平成 年 月 日

異 動 の 内 容	入会・退会・自治会区域内移転・名義変更・その他（ ）
ふ り が な 氏 名	印 旧会員名： 名義変更の方は、旧会員名も記入ねがいます。
班 別 ・ 新 住 所	班 住所：相原町 番地
電話・メールアドレス	TEL () メールアドレス： @
*両隣の方の名前、目印	両隣は さん さん、近くの目印は
町会名簿記載	連合町会発行名簿への 記載希望 記載不可
住宅案内図への記載	案内図・案内板への 記載希望 記載不可
異動内容の広報記載	マイタウンニュースへの 記載希望 記載不可
自治会友好クラブの御案内	<ul style="list-style-type: none"> ・百年会（老人の集い）・ 子供会・ 民謡踊り愛好会・ 囲碁将棋倶楽部 ・ 子 どもみこし愛好会 ・ 子ども太鼓愛好会・ 丸山谷戸山の会・ 丸山スポーツ少年団 ・カラオケ愛好会 ・ 輪投げクラブ ・ 和裁クラブ ・ 和紙クラブ・ 諏訪神社氏子 会 ・ 消防第5分団 ・ ふれあい花壇 <p style="text-align: center;">加入希望のものに○印をつけてください。 後日クラブよりご案内いたします。</p>

注) 退会、名義変更の方は*の欄は特に記入をする必要はありません。

入会の方記入欄（可能な範囲で記入いただければ結構です）

世帯主氏名			生年月日	年 月 日	
勤 務 先	TEL				
緊急連絡先	氏 名	続柄	住 所		TEL
同居氏名	続柄	生年月日	同居氏名	続柄	生年月日
		年 月 日			年 月 日
		年 月 日			年 月 日
		年 月 日			年 月 日

※入会の方へは、自治会会則集、自治会案内図、直近の総会資料をお渡しいたします。

退会の方記入欄（可能な範囲で記入いただければ結構です）

転居先： TEL ()

又は、連絡先 TEL ()

自治会区域内移転の方記入欄 旧所属の班 班

丸山団地自治会入会の手引き

平成14年4月14日
平成29年3月31日
一部削除、誤字修正
丸山団地自治会

入会は居住者の意思を尊重し、民主的な文化生活を営むために福祉の増進・生活環境の改善と地域住民相互の親睦を図ることを目的に、丸山団地自治会への入会を勧誘することを基本とする。

会員

- (1) 一住宅を会員一単位として、原則自治会の入会単位とします。
但し、一住宅に複数世帯が同居の場合、自主的に各世帯が加入を希望する場合は、この限りではありません。
- (2) 単身世帯ならびにこれに準ずる世帯の方は、「準会員」を希望することができます。
準会員は、議決権がなく当自治会の役員に就任できません。但し、準会員を希望する場合は、当該の班長に申請し、班長は役員会に諮り承認を得るものとします。

1. 単身世帯会員と準会員

生活環境の改善と住民相互の親睦を基本理念とし、単身会員と準会員の立場は、原則以下の通りとする。

- (1) 単身世帯会員ならびに準会員の運営費納入は、一般会員の半額とします。
- (2) 単身世帯会員ならびに準会員で事情により環境整備や美化運動に参加できない旨の申し出があった場合、班長は事情を斟酌承認できるものとする。
- (3) 回覧等の配布物は、本人が配布を望まない場合を除き、原則一般会員と同様に扱うものとします。

上記以外の項目で夏祭りなどの案内および参加については、原則一般会員と同様とします。疑義が生じた場合は、役員会に諮り審議し、円満に解決を図るものとします。